

[事案 27-281] 保全関係遡及手続請求

・平成 28 年 6 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の訪問を受け、契約内容と払済保険について説明を受けた際、払済保険への変更を検討しなかったため、再訪の依頼をしたにもかかわらず、その後の訪問がなく、訪問を待っている間に払済保険金が減少してしまったとして、遡及しての払済保険への変更を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

払済保険金が減少してしまったのは、その後の募集人の訪問がなかったことが原因であり、訪問時に遡って払済保険に変更してほしい。

<保険会社の主張>

募集人の対応に明確な過失があったとは判断できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、募集人が申立人を訪問した当時の本件契約の状況等を総合考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。